九　法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限
イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
(1)　その高さ（増築にあつては、増築部分に係る最高部と最低部の高さの差をいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第十一号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十七項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築
(2)～(9)　（略）
ロ　（略）
ハ　法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
(1)　ボーリング機械を用いて行う土石の採取（地熱開発に係るもののうち、坑口又は掘削口が特別地域に設けられるものを除く。）
(2)～(4)　（略）
ニ～ト　（略）
チ　法第二十条第三項第十一号から第十八号までに掲げる行為
十　法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限
イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
(1)　（略）
(2)　国の機関又は地方公共団体が行う災害復旧又は防災のために必要な工作物（防潮堤を除く。）であつて、その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千平方メートル以下であるものの新築又は増築（(3)に掲げるもの及びニ(2)に掲げる行為を伴うものを除く。）
(3)～(5)　（略）
ロ～ニ　（略）
ホ　法第二十条第三項第六号、第七号、第十号（土地の形状を変更する面積が二千五百平方メートル以下のものに限る。）、第十五号及び第十六号並びに法第二十一条第三項第二号から第十一号までに掲げる行為
ヘ　（略）
十一　法第二十二条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限
イ　（略）
ロ　法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
(1)　掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取
(2)　（略）
ハ　（略）
十二　法第二十三条第三項第八号に規定する権限
十三～二十二　（略）
二十三　法第四十二条の四第五項に規定する権限（同条第三項の認定の条件の変更に係るものに限る。）
二十四　法第四十二条の五に規定する権限

六　法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限
イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
(1)　その高さ（増築にあつては、増築部分に係る最高部と最低部の高さの差をいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第八号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十六項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築
(2)～(9)　（略）
ロ　（略）
ハ　法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
(1)　ボーリング機械を用いて行う土石の採取（地熱開発として行うものを除く。）
(2)～(4)　（略）
ニ～ト　（略）
チ　法第二十条第三項第十一号から第十七号までに掲げる行為
七　法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限
イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
(1)　（略）
(2)　国の機関又は地方公共団体が行う災害復旧又は防災のために必要な工作物（防潮堤を除く。）であつて、その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千平方メートル以下であるものの新築又は増築（(3)に掲げるもの及びニ(2)に掲げる行為を伴うものを除く。）
(3)～(5)　（略）
ロ～ニ　（略）
ホ　法第二十条第三項第六号、第七号、第十号（土地の形状を変更する面積が二千五百平方メートル以下のものに限る。）及び第十五号、第二十一条第三項第二号から第十号までに掲げる行為
ヘ　（略）
八　法第二十二条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限
イ　（略）
ロ　法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）
(1)　試験研究又は学術研究を目的とし、かつ、掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取（ボーリング機械を用いて行うものを除く。）
(2)　（略）
ハ　（略）
九　法第二十三条第三項第七号に規定する権限
十～十九　（略）
（新設）

（新設）